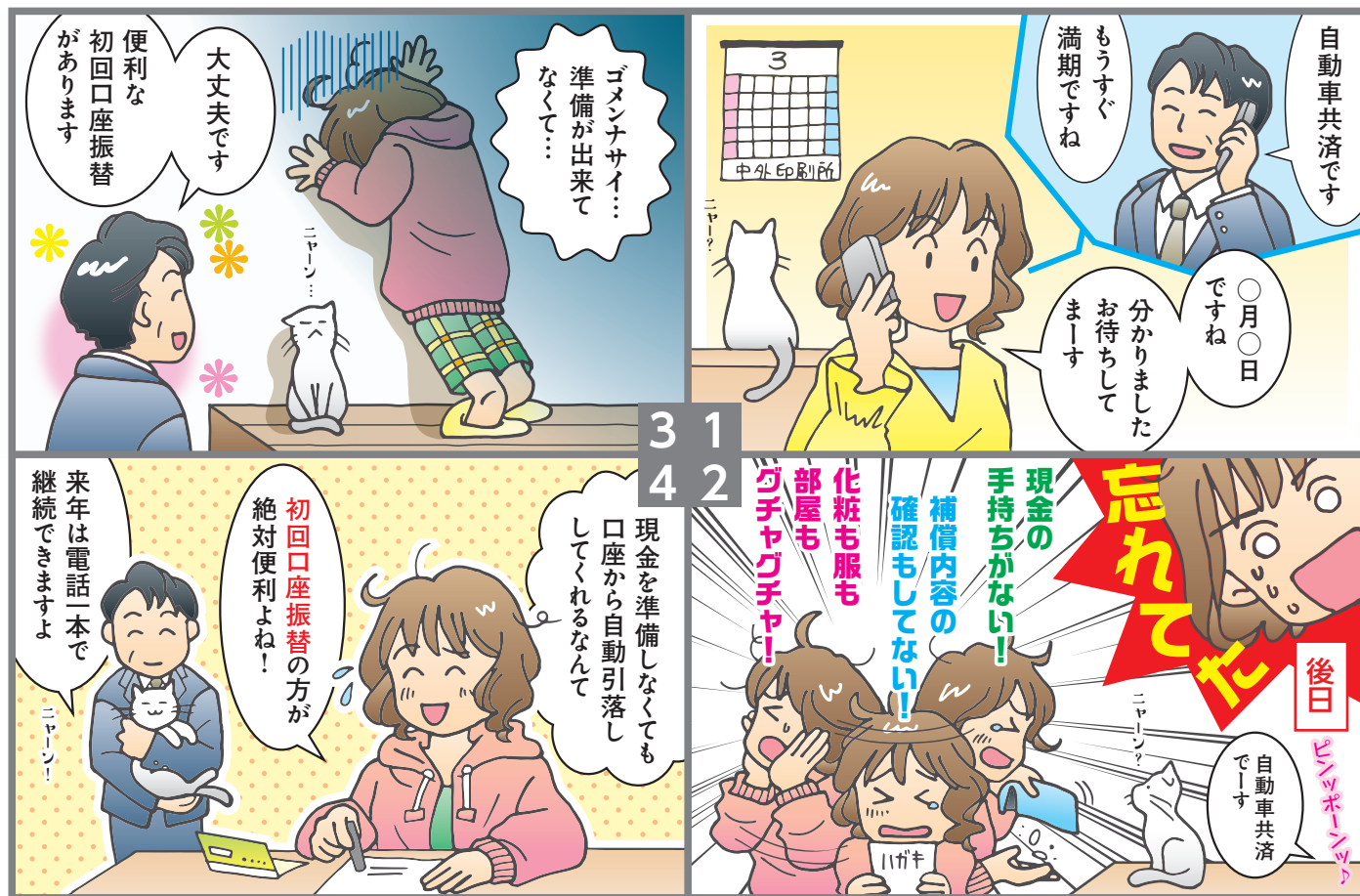


お客さまのご都合にあわせて、お手元に
掛金を準備することなくお手続きが可能。

東北自動車共済の初回口座振替特約

初回共済掛金の口座振替に関する特約

自動車共済の契約手続きは、簡単・便利な
「初回口座振替特約」をおすすめします



東北自動車共済では、共済掛金の徴収方法について、お客さまの利便性向上のため「初回口座振替特約」をご提案します。
「初回口座振替特約」はお客さまが指定した金融機関の預貯金口座から、初回共済掛金を自動的に振り替える方法です。

「初回口座振替特約」をセットした場合のお客さまのメリット(例)

- (契約手続きはお電話1本で更新可能) **わざわざ**予定を空けていただく必要がありません。
- (銀行ATMへ行かなくても大丈夫) **わざわざ**現金を引き出す手間も、手数料も掛かりません。
- (満期日まで余裕をもったご案内) **ぎりぎりの**契約にならず、うっかり手続きミスもありません。

【契約申込みと契約手続き】

お客さまには、自動車共済契約の申込書とともに「口座振替依頼書」の記入および金融機関届出印の押印、代理所への提出をお願いいたします。



共済契約の締結および「自動車共済契約申込書」・「口座振替依頼書※」を、共済期間が始まる月の前月末日までに当組合に提出いただく必要があります。

※金融機関によって「集金代行依頼書」(株式会社ジャックス)、「預金口座振替依頼書」(地方銀行)、「自動払込利用申込書」(株式会社ゆうちょ銀行)と正式名称が異なります。

【共済掛金の振替】

共済期間が始まる月の金融機関所定の振替日(27日、但し指定金融機関の休業日の場合はその翌営業日)に、お客さまの口座から初回共済掛金(一括払共済掛金または第1回分割共済掛金)が振り替えられます。

追加(返還)共済掛金の口座振替に関する特約

車両入替などの変更により生じた追加(返還)共済掛金も、既に設定されたお客さまの口座でお手続きが可能です。

翌月追加共済掛金の分割口座振替例

現在のご契約：<共済期間>令和4年4月1日から1年間 <払込方法>口座振替10回払／初回自振 <分割共済掛金>4,000円×10回
変更の内容：<車両入替日>令和4年6月1日 <追加共済掛金>11,970円(残払込回数7回)の場合



※ 変更月の末日5営業日前までに「変更依頼書」が共済本部に到着している場合は、翌月から追加共済掛金が振替となります。
それ以降に到着した場合は、翌々月から追加共済掛金が振替となりますので、予めご了承ください。

2台目以降の「口座振替依頼書」の取り扱い

①すでに口座振替契約をされているお客さまが、新たに自動車共済を申込み、同じ指定口座から口座振替を希望される場合は、契約申込書の口座振替既契約欄にその証書番号を記入することで、「口座振替依頼書」の取り付けを省略することができます。(記載例を参照願います)

「自動車共済契約申込書」口座振替既契約欄の記載例

ジャックス	種 目	口 座 番 号				口座名義カナ
有1	普通1 当座2					
名 寄 せ (ジャックスのみ)						口座振替既契約
名寄せ先証書 No ()						不要0
						分割領収証 振替済通知 要 0
領 収 口	令和	年	月	日	領収証 番 号	—

- ②ただし、「口座振替依頼書」を省略できる条件は、「既契約者名」=「新契約者」でかつ、「既預金者名(口座名義人)」=「新預金者名(口座名義人)」の場合に限ります。
- ③また、同一のお客さまが同一の預金口座で口座振替されるときは、「集金代行依頼書」(株式会社ジャックス)を利用される場合のみ、複数契約の共済掛金が原則合算して請求されます。(預金口座名寄せ請求)

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、代理所または東北自動車共済協同組合にお問い合わせください。



東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL : 022-264-1188 FAX : 022-264-1166
ホームページ : <https://www.tohokujikyoku.jp/>

●お問い合わせは (代理所)